

令和3年8月20日

各公益社団法人・一般社団法人会長 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新たな『第5波』緊急対策」の決定を踏まえた感染防止対策の徹底について

平素から本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

8月17日の政府対策本部において、まん延防止等重点措置の公示が変更され、8月20日～9月12日の間、本県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されました。

本県では、このところ連日300人規模の新規感染者数が確認されており、「岐阜モデル」の象徴でもある「自宅療養ゼロ」の堅持が困難な状況に追い込まれています。

これを受け、本日開催した、岐阜県新型コロナウイルス感染症第29回対策協議会・第41回対策本部本部員会議において、別添「新たな『第5波』緊急対策」を決定いたしました。

貴法人におかれましては、所属事業者の皆様等への周知及び適切な措置の実施について、ご協力賜りますようお願いいたします。

※ 詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内します。

【県公式HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>

<添付資料>

・新たな『第5波』緊急対策